

全国に新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」が発令されています。

本県は感染拡大防止に重点的に取り組む「特定警戒都道府県」に指定されています。

皆さまに
要請中

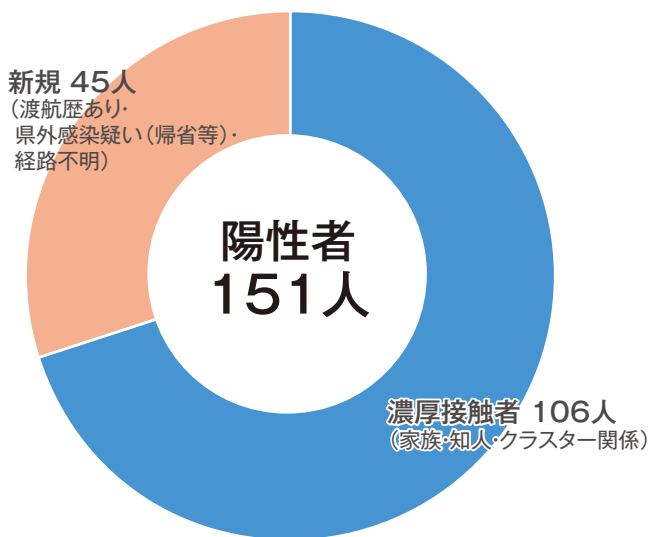
外出自粛

「3つの密」が重なりやすい
施設に対する休業

「3つの密」が重なりやすい
施設でのイベント自粛



県内の新型コロナウイルス感染症 発生状況 (4月22日現在)



陽性者 151人

入院中・入院調整など	112人
重症	5人
中等症	20人
軽症	54人
入院調整など	33人
宿泊施設での療養	12人
退院・退所	21人
死亡	6人

県民の皆さまへ



はじめに、新型コロナウイルス感染症により、残念ながらお亡くなりになられた皆さまのご冥福を謹んでお祈り申し上げます。また、現在ウイルスと懸命に闘っている皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。さらにもっと早く一日も早い回復を願っております。さらに、命を守るため、感染の恐怖と闘いながら、強い使命感を持って最前線で治療に携わっている皆さまをはじめ、感染拡大防止にご尽力いただいている全ての皆さまに、心から感謝を申し上げます。

去る4月16日に緊急事態宣言が全国に発令され、本県は「特定警戒都道府県」に指定されました。県では、刻一刻と変化する感染状況を正確に把握・分析し、スピード感を持ち、感染拡大防止対策や医療提供体制の整備、相談体制の強化などあらゆる対策を進めております。併せて、深刻な影響を受けている中小企業・個人事業主に対する県独自の事業継続・雇用維持のための支援や、学校が休業となる子どもたちへの学習支援のための環境整備などを含めた補正予算を、先日編成させていただきましたところでございます。

皆さまにおかれましては、引き続き、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いするとともに、ご自分や愛するご家族・ご友人を守るため、そして社会を守るため「かからない」「うつさない」対策の徹底をよろしく願います。

今が、感染拡大防止の正念場です。この難局を、皆さま一緒になって乗り越えてまいりましょう。

茨城県知事 大井川 和彦

県内の新型コロナウイルス感染症 発生推移

(4月22日現在)

青字:国の動向 赤字:県の動向

■ 濃厚接触者(家族・知人・クラスター関係)
 ■ 新規(渡航歴あり、県外感染疑い(帰省者等)、経路不明)

2/27 全国一斉休校要請

「社会活動についての基本的な考え方」決定

感染拡大リスクが低く、まん延防止措置を講じることで実施できる活動(参加者特定、オープンスペース、教育活動など)を例示

海外・都内由来の感染疑い事例が複数発生したことを踏まえて

都市部への移動自粛要請

「基本的対処方針」決定(「3つの密」を避ける)

常磐線・TX沿線などでの陽性が多数確認されたことを踏まえて

[9市町※] 不要不急の外出自粛要請(平日夜間・週末のみ)

※土浦市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、神栖市、阿見町

古河市で感染経路不明の陽性者が複数確認されたことを踏まえて

[10市町] 県立学校の臨時休業

**[7都府県] 「緊急事態宣言」発令、
「緊急経済対策」閣議決定**

**[10市町] 不要不急の外出自粛、通勤・通学自粛要請
[県内全域] 都内などへの移動・帰省呼び掛け自粛、
帰省後14日間の帰省先待機要請**

「基本的対処方針」改定(繁華街での接客を伴う飲食店への外出自粛要請)

都内などからの県内流入が広域に確認されたことを踏まえて

**[県内全域] 不要不急の外出自粛、帰省呼び掛け自粛、
帰省後14日間の帰省先待機、通勤・通学自粛要請
県立学校の臨時休業**

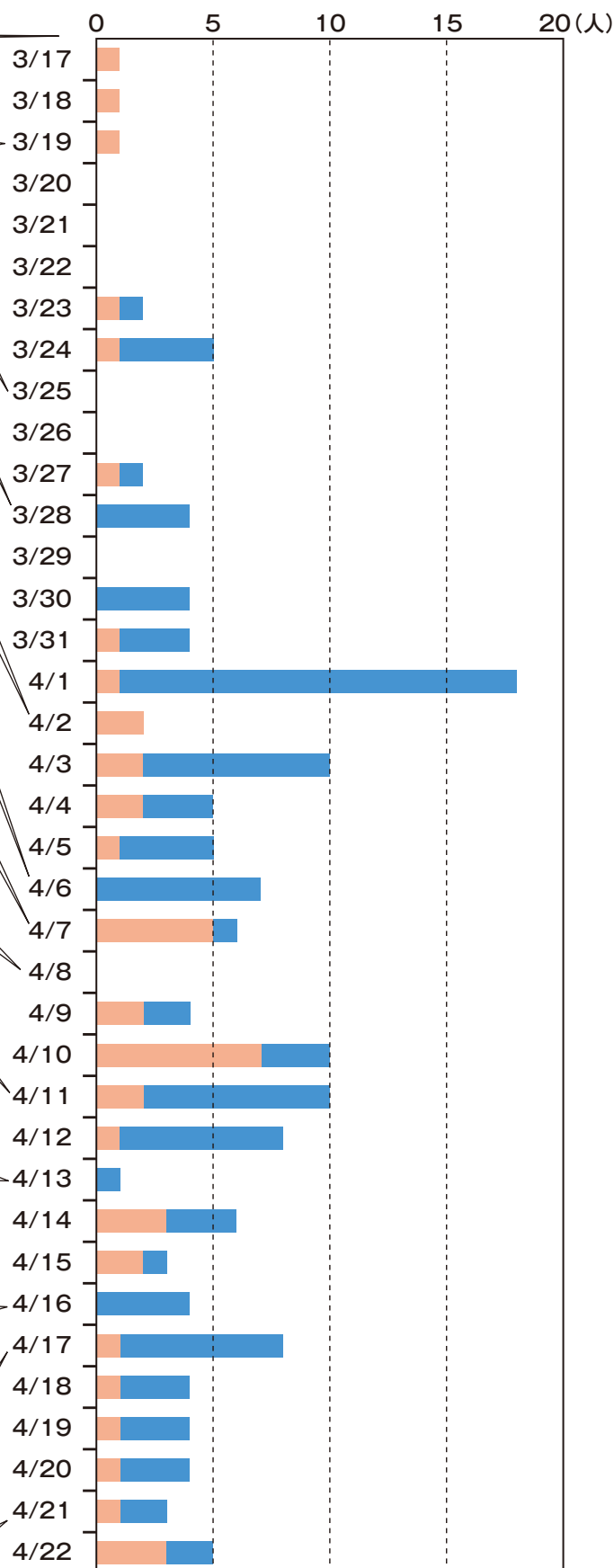
**全国に「緊急事態宣言」拡大
本県を「特定警戒都道府県」に指定**

「緊急事態措置」(第1弾)発表

4/18から5/6まで外出自粛、「3つの密」が重なりやすい施設の休業※・イベント自粛の要請 ※4/17から開始

「緊急事態措置」(第2弾)発表

4/22から5/6まで休業要請の対象施設拡大



県内での検査総数… 3718件
陽性…… 151件
陰性… 3567件 (4月22日現在)

■ 感染確認市町

衛生研究所および民間検査機関などにおける検査数

筑西保健所
検査数…358件
陽性…… 8件
陰性…350件

日立保健所
検査数… 133件
陽性…… 2件
陰性… 131件

古河保健所
検査数…379件
陽性… 30件
陰性…349件

つくば保健所
検査数…713件
陽性… 36件
陰性…677件

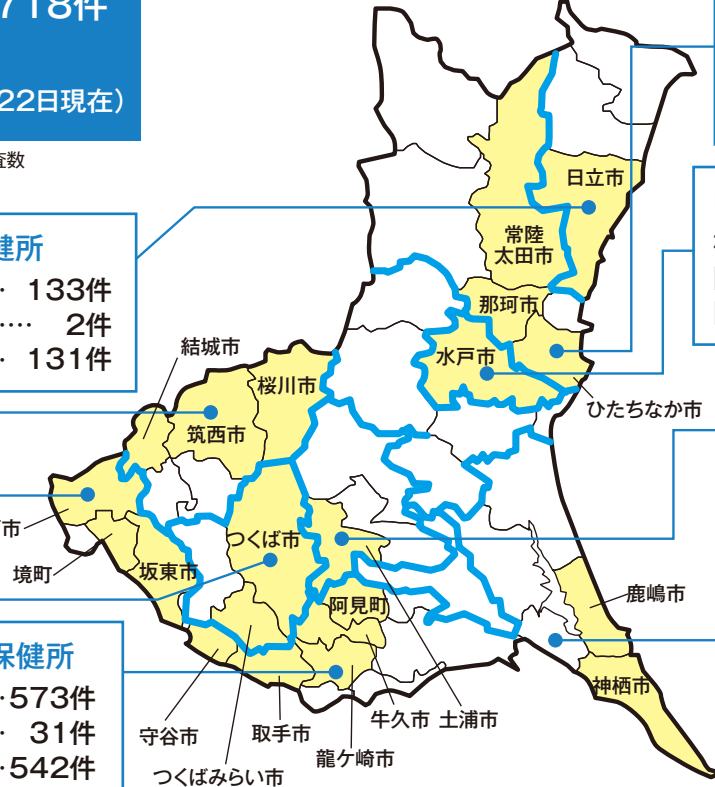
竜ヶ崎保健所
検査数…573件
陽性… 31件
陰性…542件

ひたちなか保健所
検査数…284件
陽性……10件
陰性…274件

中央・水戸市保健所
検査数…617件
陽性…… 6件
陰性…611件

土浦保健所
検査数…361件
陽性… 6件
陰性…355件

潮来保健所
検査数…300件
陽性… 22件
陰性…278件



■ 県の取り組みについて

本県の新型コロナウイルスの陽性者数は、1日当たり平均4人程度の微増を続けています(4月22日現在)。そのうち、約7割は家族・知人やクラスター(集団感染)関係者との濃厚接触者で、残りの約3割は渡航歴や県外滞在歴がある方です。また右のグラフから、どの年代でも感染リスクがあることがわかります。

本県ではこれまでに、都内などとの交流人口が多く、感染リスクが高い市町に対し、4月2日に不要不急の外出自粛を要請したことを皮切りに、感染状況の分析や専門家の意見に基づき、社会・経済・教育などの視点も尊重しながら移動自粛などの要請を行ってきました。

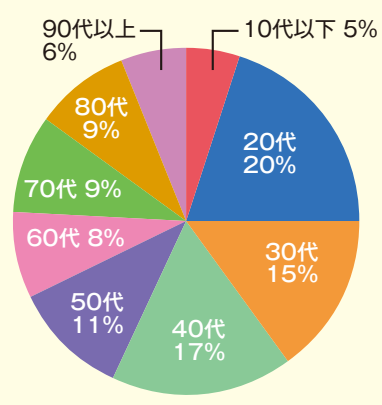
しかし、国が7都府県に緊急事態宣言を発令した4月7日を過ぎると、県外の方の本県への往来や帰省などが増加し、感染リスクが持ち込まれる事態に発展したことから、4月13日には県内全域を対象に外出や帰省呼び掛けなどの自粛要請に踏み切りました。

4月16日に緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大され、感染拡大防止に重点的に取り組む「特定警戒都道府県」に本県が指定されたことを受け、法令に基づく外出自粛要請や「3つの密」が重なりやすい施設に対する休業要請などを盛り込んだ「緊急事態措置」(第1弾)を発表しました。さらに、首都圏一丸となって感染拡大の先手を打っていく必要があることから、東京都などと足並みをそろえた休業要請を盛り込んだ「緊急事態措置」(第2弾)を4月21日に発表し、皆さまにご協力をいただいているところです。

本県では、県衛生研究所や民間検査機関などにおいて、感染が疑われ、医師が必要と認める方に対しPCR検査を確実に実施し、感染拡大を未然に防ぐためのあらゆる対策を講じています。

今後も、帰国者・接触者外来に協力いただける医療機関の確保や、民間検査機関の活用などによる検査数の増加を強力に進めていきます。また、新たにドライブスルー方式でのPCR検査の導入や発熱外来の設置に取り組むとともに、無症状・軽症者の宿泊施設での受け入れ体制を充実するなど、新型コロナウイルス感染症と闘う県民の皆さまの安全・安心を守るため全力で取り組んでいきます。

年代別の陽性者割合 (4月22日現在)



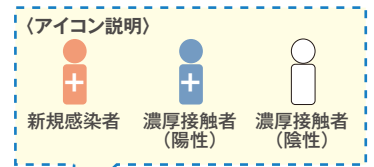
※男女比はほぼ同数であり、性別による差異はみられない。

県内で発生した感染事例について

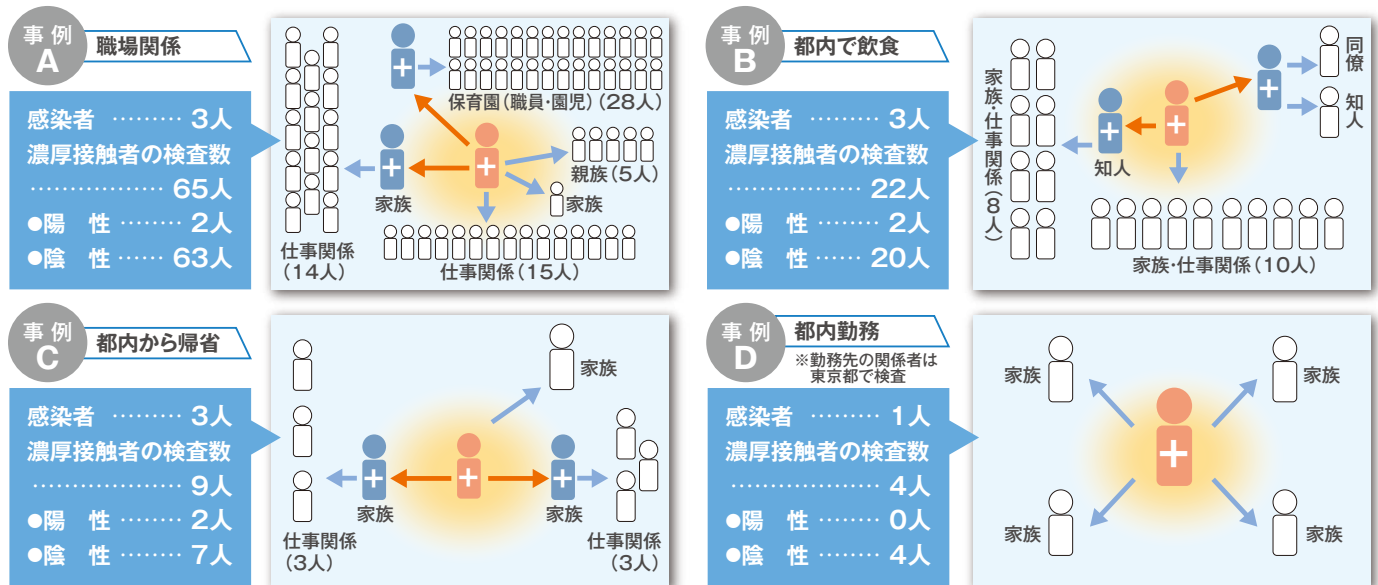
本県では、医療機関や介護老人福祉施設、障害者福祉サービス事業所などでクラスター（集団感染）が発生した事例がありました。その後、濃厚接触者の検査や入所者等の健康観察などによる感染拡大の防止に努め、クラスター由来の新たな感染者の発生は抑えつつあります。今後も感染者の家族や関係者などの状況を的確に把握し、検査や健康観察を通して収束を図っていきます。

最近の傾向としては、特に首都圏から帰省した家族や友人・同僚との交流によって感染が広がる例が増えています。感染が判明した場合、過去の行動歴を把握したうえ、接触があった方を特定してPCR検査などを行いながら、感染拡大を封じ込めています。

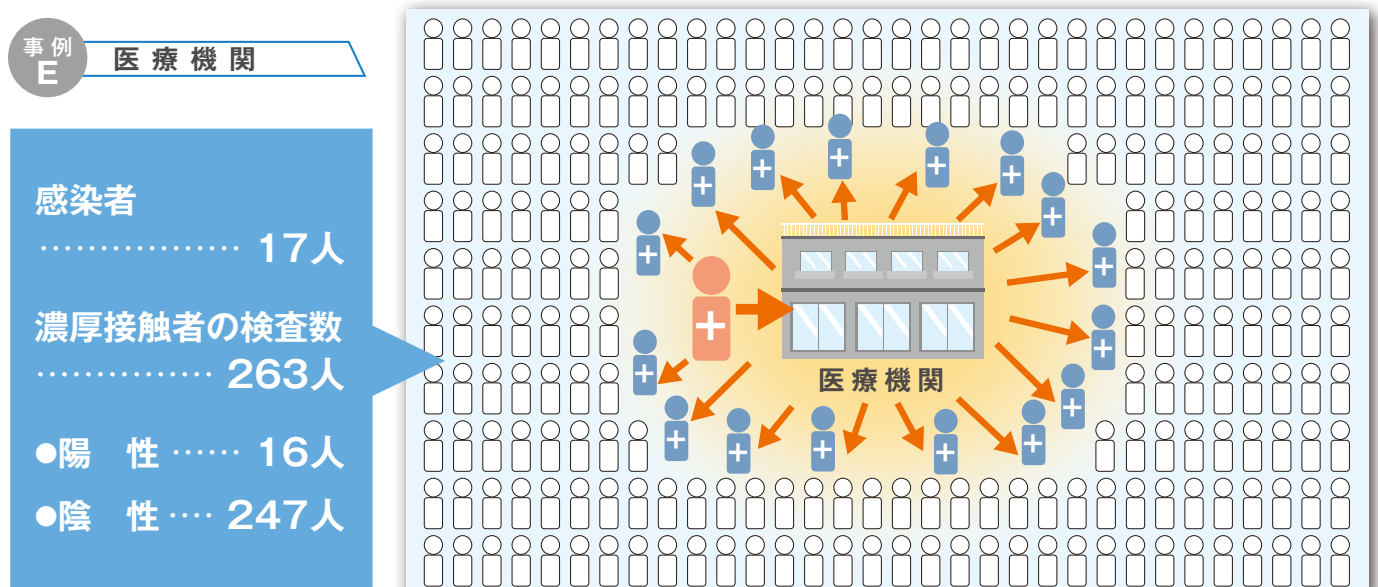
現在、全国に「緊急事態宣言」が発令されています。不要不急の外出や帰省、旅行は控えてください。やむを得ず感染リスクが高い地域から帰省などされた方は、なるべく家族との接触を避け、14日間の健康観察を行うなど、感染の拡大防止に努めるようお願いします。



新規感染者（渡航歴あり、県外感染疑い（帰省等）、経路不明）の濃厚接触者に対して、PCR検査を確実に実施して、感染拡大を抑止した例



クラスター（集団感染）が発生した例



※感染症法に基づき、個人情報の保護に留意してモデル化しています。

県の「緊急支援」を実施します。

新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急経済対策に連動し、スピード感を持ってさまざまな支援策を打ち出すための、4月補正予算を編成しました。特に、厳しい経営状況にある中小企業・個人事業主に対して、県独自の強力な支援を実施します。

一般会計補正予算額 963億3300万円 ※今後の備え(予備費)10億円を含む。

**感染拡大防止策と
医療提供体制の
整備など
74億9000万円**

主な事業

- 県からの休業要請に応じた事業者に対する協力金の支払い
- 医療機関の設備整備に対する補助、軽症者などの受け入れ施設の借り上げ
- 学校再開後の学習へ対応するための、非常勤講師の勤務時間増に要する経費

県独自の支援



**県民生活への支援
11億8100万円**

主な事業

- 生活困窮相談に対する支援員の増員、離職者などに対する住居確保給付金の支援拡充
- 中高一貫教育校、特別支援学校における端末整備の前倒し、家庭用無線環境の整備



**県内産業への支援
866億6200万円**

主な事業

- 従業員を解雇しない中小企業に対し、国の雇用調整助成金に上乘せ助成
- 事業活動の維持に必要な資金繰り支援の拡充

県独自の支援



● 中小企業融資資金貸付金【融資枠 5600億円】

- 融資条件 ▶ 売上高が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業など
 - 融資限度額 ▶ 8千万円 融資期間 ▶ 10年以内(据置5年以内)
 - 融資機関 ▶ 金融機関
 - 利子 ▶ 3年間無利子・無担保(融資額3千万円まで)
 - 保証料 ▶ ゼロ(融資額3千万円まで)
- 民間金融機関の信用保証付き融資(制度融資含む。)の過去の借入を借換可能

● 新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金【貸付枠 44億円】

- 貸付条件 ▶ 売上高が前年同期に比べ50%以上減少していて、かつ公的融資や民間金融機関からの借り入れが困難な中小企業など
- 貸付限度額 ▶ 200万円 貸付期間 ▶ 10年以内(据置5年以内) ※10年を限度に延長可
- 貸付機関 ▶ 茨城県(県と市町村による協調貸付)
- 貸付利率 ▶ 無利子・無担保

県独自の支援

<相談窓口> 県産業政策課 ☎029(301)3530

今年3月に、第1弾として、総額約81億円の補正予算を編成しました。

(令和元年度予算分)

- 入院協力医療機関の空床確保に対する補助
- 高齢者福祉施設などにおける感染拡大防止のための資材提供に要する経費
- 生活福祉資金貸付金の貸付原資の積み増し

(令和2年度予算分)

- PCR検査自己負担分および入院協力医療機関の空床確保に対する補助
- 中小企業を支援するためのパワーアップ融資の融資枠の拡充

☎ 県財政課
☎029(301)2343

茨城県 財政課 検索



新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

次の **A** の症状がある方は、①または②の窓口、もしくはかかりつけ医に**電話**でご相談ください。

- A**
- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が**4日以上**続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）
 - 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方

また、次のような方は重症化しやすいため、この状態が**2日程度**続く場合には、早めにご相談ください。

- 高齢者の方 ●妊婦の方 ●基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方
- 透析を受けている方 ●免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方

相談窓口（帰国者・接触者相談センター）

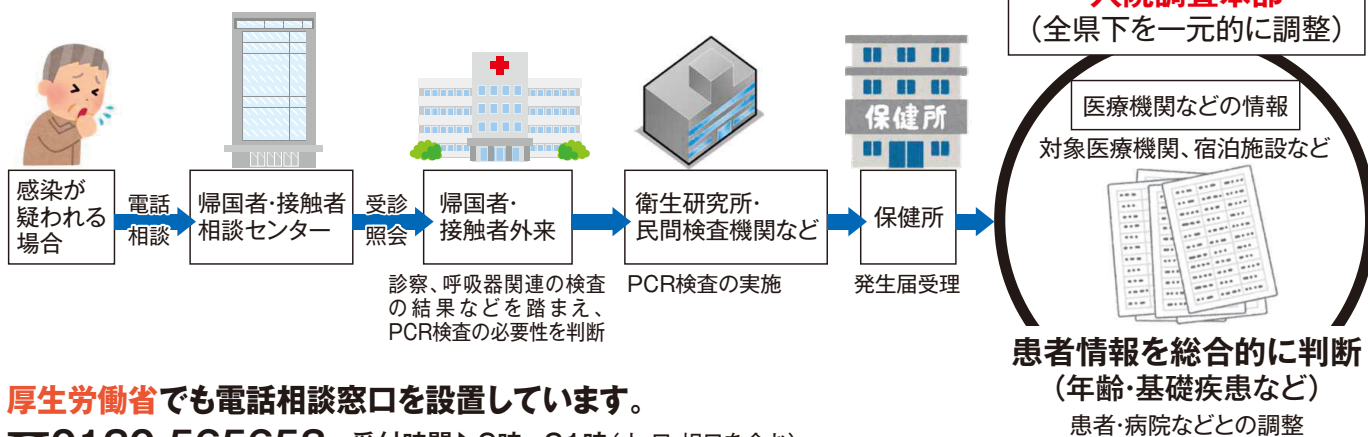
※感染の疑いのある方を、診療体制の整った医療機関に確実におつなぎできますように、健康相談・帰国者報告以外は、それぞれの相談窓口（7ページ）にご相談ください。

- ① 県 庁 ☎029(301)3200 受付時間▶24時間対応（土・日・祝日を含む）
 ② 県内保健所 受付時間▶平日9時～17時

水戸市保健所	☎029(350)7650	水戸市
中央保健所	☎029(241)0100	笠間市、小美玉市 茨城町、大洗町、城里町
ひたちなか保健所	☎029(265)5515	常陸太田市 ひたちなか市 常陸大宮市、那珂市 東海村、大子町
日立保健所	☎0294(22)4188	日立市、高萩市 北茨城市
潮来保健所	☎0299(66)2114	鹿嶋市、潮来市、神栖市 行方市、鉾田市

竜ヶ崎保健所	☎0297(62)2161	龍ヶ崎市、取手市 牛久市、守谷市 稲敷市、美浦村、阿見町 河内町、利根町
土浦保健所	☎029(821)5342	土浦市、石岡市 かすみがうら市
つくば保健所	☎029(851)9287	常総市、つくば市 つくばみらい市
筑西保健所	☎0296(24)3911	結城市、下妻市、筑西市 桜川市、八千代町
古河保健所	☎0280(32)3021	古河市、坂東市 五霞町、境町

■県では、患者や医療機関の情報を一元化し、適切な医療機関への入院調整を実施しています。



厚生労働省でも電話相談窓口を設置しています。

☎0120-565653 受付時間▶9時～21時（土・日・祝日を含む）

Q 新型コロナウイルス感染症とは？

A ウイルス性の風邪の一種です。発熱や喉の痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

現時点では、飛沫感染と接触感染の2つの感染経路が考えられます。



- ✓ こまめな手洗い
- ✓ 普段からの健康管理
- ✓ 3密を避ける
- ✓ 咳エチケット
- ✓ 適切な湿度を保つ

Q 熱や咳があります。どうしたらよいでしょうか？

A 仕事や学校を休み、外出やイベントなどへの参加はやめましょう。

- **A** の症状がある方は、①または②の相談窓口にご連絡ください。
- 風邪やインフルエンザなどの心配があるときには、かかりつけ医（一般医療機関）を受診してください。この場合、受診予定の医療機関に電話で相談してから受診してください。

内定取り消しや雇い止めに あった方への就職相談、職業紹介 について

受付時間▶①平日9時～19時 第2・第4土曜日9時～16時
②～⑥平日9時～16時

①いばらき就職支援センター ☎029(300)1715	水戸市、笠間市、小美玉市、ひたちなか市 那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村
②県北地区就職支援センター ☎0294(80)3366	常陸太田市、常陸大宮市、大子町
③日立地区就職支援センター ☎0294(27)7172	日立市、高萩市、北茨城市
④鹿行地区就職支援センター ☎0291(34)2061	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市 鉾田市
⑤県南地区就職支援センター ☎029(825)3410	土浦市、石岡市、龍ケ崎市、取手市、牛久市 つくば市、守谷市、稲敷市、かすみぐら市 つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
⑥県西地区就職支援センター ☎0296(23)3811	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市 坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

学校に関する問い合わせについて

受付時間▶平日9時～17時

- ◆県立高等学校に関すること
県高校教育課 ☎029(301)5260
- ◆県立特別支援学校に関すること
県特別支援教育課 ☎029(301)5280
- ◆運動部活動に関すること
県保健体育課 ☎029(301)5353
- ◆市町村立学校に関すること
各市町村の教育委員会（連絡先は右のQRから）



県有施設の休館について

県ホームページでご確認ください。



いばらきこころのホットライン

感染流行への不安や外出自粛のストレスなどから心の不調を感じた場合は、電話相談をご利用ください。

平日▶☎029(244)0556
土・日曜日▶☎0120(236)556
受付時間▶9時～12時 / 13時～16時(年末年始、祝日を除く)

児童虐待・DV被害の相談について

外出自粛の中、生活不安やストレスによる児童虐待、DV被害の増加が懸念されています。悩みや疑問は、電話相談をご利用ください。

【児童相談所全国共通ダイヤル】☎189(24時間対応)
【DV相談+（プラス）】☎0120(279)889(24時間対応)

献血にご協力ください

徹底した感染症対策を実施し、献血の受け入れを行っています。

血液は長期保存できません。
ご協力をお願いします。

献血ルームMEET(水戸市) ☎0120(310)399
つくば献血ルーム(つくば市) ☎0120(298)102

事業者向けの 休業要請や協力金について

相談窓口▶☎029(301)5375
受付時間▶9時～17時(土・日・祝日を含む)
申請方法については、県ホームページをご覧ください。

中小企業・個人事業主向けの 融資・助成制度について

相談窓口▶新型コロナウイルス感染症中小企業支援対策室
☎029(301)2869
受付時間▶平日9時～17時
※土・日・祝日、年末年始はメールで受け付けをします。
☒chusho-shien@pref.ibaraki.lg.jp

県税の取り扱いについて

5月上旬に自動車税(種別割)の納税通知書が郵送されます。窓口納付の混雑を緩和するため、スマホやクレジットカード決済の利用をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による納税相談を受け付けています。詳しくは、管轄する県税事務所にお問い合わせください。



受付時間▶平日9時～17時

水戸県税事務所	☎029(221)6605 ☎029(221)6768
常陸太田県税事務所	☎0294(80)3314 ☎0294(80)3316
行方県税事務所	☎0299(72)0482 ☎0299(72)0772
土浦県税事務所	☎029(822)7205 ☎029(822)7208 ☎029(822)7230
筑西県税事務所	☎0296(24)9157 ☎0296(24)9190

住居確保給付金の 支給対象拡大について

離職などで住居を失うおそれのある方に、一定期間家賃相当額を支給します。詳しくは、お住まいの市町村(福祉担当課)へお問い合わせください。



生活福祉資金の 特例貸付について

一時的に生計の維持が困難となる世帯の方に、貸し付けを実施しています。詳しくは、お住まいの市町村の社会福祉協議会へお問い合わせください。



家族が新型コロナウイルスにかかったら？ ～自宅でできる感染予防対策～

感染した方(患者)が自宅などで療養する場合(感染が疑われる方を含む)は、家族の協力のもと、次の点に注意してください。

◆療養する部屋を分ける

患者が最少の移動で生活できる個室を用意し、同居している家族は、食事や寝るときも可能な限り部屋を分けましょう。部屋を分けることができない場合は、2メートル以上の距離を保ち、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。トイレや浴室などの共有スペースの利用は最小限にしましょう。



◆ケアをする家族はできるだけ1人に限定する

患者のケアは、健康な方が十分な距離を保って行うよう心掛けましょう。※心臓や肺、腎臓に持病がある方、糖尿病の方、免疫力が低下した方、妊婦の方などは避けてください。

◆こまめにうがい・手洗いをする

患者だけでなく、家族もこまめにうがいや手洗い・アルコール消毒をしましょう。



◆家族全員がマスクを着用する

家族全員が常にマスクを着用することで、ウイルスの拡散防止が期待されます。使用したマスクは、他の部屋に持ち出さず、表面には触れないようにゴムやひもをつまんで外し、捨てるようにしましょう。マスクを外した後は、必ず手をせっけんで洗うか、アルコール消毒をしてください。



◆十分な換気をする

日中は窓を開けたり、空調や換気扇を回すなど換気を心掛けましょう。療養している部屋はもちろん、トイレや浴室などの共有スペース、家族が使用する部屋も定期的に換気を行いましょ。



◆タオルや衣服などを洗濯する

汚れた衣服などを取り扱う際は、手袋とマスクを付け、家庭用洗剤で洗濯し、しっかり乾かしましょう。※洗濯前のタオルや衣服は、共有しないでください。

◆ゴミは密閉して捨てる

鼻をかんだティッシュや使い捨て容器などは、感染防止のため、ビニール袋に入れて密閉して捨ててください。



◆患者専用のものを用意し、手で触れる共有部分を消毒する

食器や歯ブラシなどは共有せず、患者専用のものを用意しましょう。取っ手やドアノブなどは、薄めた家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きをしてください。トイレや洗面所は、家庭用洗剤で清掃し、こまめに消毒してください。

新型コロナウイルス感染症に便乗した二セ電話詐欺や悪質商法にご注意

自宅や職場に不審な電話が掛かってきたり、不審な人が訪問してきたときは、絶対にその場で契約や購入、寄付をすることはせず、すぐに警察署や消費生活センターにご相談ください。

警察相談専用電話 **#9110**

(土・日・祝日を含む24時間対応)

※ダイヤル回線の方は☎029(301)0110

消費者ホットライン 局番なし **188番**

※お近くの消費生活センターなどを案内する全国共通の3桁の電話番号です。

「今だったら□△市役所の助成があるので、
コロナウイルスの除去を〇〇万円を実施
できます」という電話があり、自宅に訪れた二セ
市役所職員にお金をだまし取られる



スマートフォンに「マスクを無料で送付する」というメッ
セージが届き、メッセージ内のURLにアクセスすると、
フィッシングサイトに誘導され、スマートフォンに不正なア
プリアがインストールされ、個人情報取得されてしまう

人権への配慮をお願いします

感染した方や医療機関関係者などに対してSNSや電話で誹謗中傷をするなど、不当な差別や偏見が散見されています。人権侵害につながることはないよう、冷静な行動をお願いします。